

会 議 録

会議の名称	第3回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和元年10月23日(水) 19時から21時まで	
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室	
出席者	委員	会長 倉持 清美 委員 会長職務代理 水津 由紀 委員 委員 浅野 正道 委員 石川 健一 委員 小川 順弘 委員 北脇 理恵 委員 古源 美紀 委員 鈴木 恭子 委員 鈴木 隆行 委員 谷村 保宣 委員 長岡 好 委員 萬羽 郁子 委員 村上 洋介 委員 村田 由美 委員 欠席委員 村上 邦仁子 委員
	事務局	子育て支援課長 富田 絵実 子ども家庭支援センター等担当課長 秋葉 美苗子 子育て支援係長 福井 英雄 保育課長 三浦 真 保育政策担当課長 平岡 良一 児童青少年課長 鈴木 剛 児童青少年係長 前田 裕女 学童保育係長 山田 洋暁 健康課長 石原 弘一 生涯学習課長 関 次郎 生涯学習課生涯学習係主任 鈴木 政博
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	10人	
会議次第	1 開会 2 第2回子どもの権利部会報告 3 次期計画策定について 4 閉会	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	1 資料7 次期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容(第2案) 2 資料8 第3章 子ども・子育て支援事業計画(素案)	
その他		

第3回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和元年10月23日

開 会

○倉持会長 それでは、まだ来られない方もおりますけれども、ただいまから第3回小金井子ども・子育て会議を開催したいと思います。

本日は、村上邦仁子委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、次第に従って審議に入っていきたいと思います。

次第の(2)第2回子どもの権利部会報告。

子どもの権利部会については、10月10日に第2回のほうが開催されております。

事務局から第2回部会についてのご報告をお願いいたします。

○児童青少年課長 第2回子どもの権利部会について報告いたします。

第1回で、成果目標について表現を変更するとの方向になっていたため、その事務局案を提示いたしまして、1つが、成果報告の設定の仕方。2つ目が、施策の方向性ごとの事業の整理。3つ目が、子どもの権利の重点事項に上げるべき事業の整理を行いました。

その結果、目標1につきましては、子どもの最善の利益を、子どもの命を守ることと定義し、お示ししていた3つの方向性を、改めて4つに整理することとなりました。

目標2につきましては、方向性を大きく社会参画、体験、居場所とし、事業の整理について、さまざまな意見がございました。その中で、やはり教育委員会や他の計画との関係で、掲載の方法を含めて検討すべき事項が幾つかありましたので、次回までに事務局で一定の整理をすることとなっております。

次回の日程についてでございます。第3回は10月31日木曜日、午前9時15分から前原暫定A会議室を予定してございます。現時点では、次回が最終部会となっておりますので、子ども権利部会の報告書につきましては、次回の本体会議の際に提出し、全体に関する大きな変更点について、報告する予定でございます。

報告は以上です。

○倉持会長 ありがとうございました。水津部会長や、ほかの部会員の方から補足があれば。

○水津職務代理 喜多先生のお話を受けて、よりわかりやすい表現での子どもの権利をどう捉えるかということを入れて、事務局のほうでかなり努力していただいて、文章を変えていただい

た部分はたくさんあります。そこは、また次回のときに、第3回目に承認された内容で、皆様にきちんとご報告ができるかと思えますけれども、子どもの命を守るということを機軸に、大きくわかりやすく書かせていただけたかなというところと、あと事業内容を羅列することではなく、事業の方向性とか、そこで大事にしなきゃいけないものを文言として表記できないかということも、少し話題になっておりますので、その辺のところも事務局に少しご検討いただくことかなというふうに思っております。

議論が白熱しまして、なかなか先へ進まなくて、目標3から6というところでも話をするべきところだったんですけども、時間がなくて、第3回までに宿題として読んできて、そこでまた精査できるかなと思っています。

1つ大きく変わっているところとして、不登校対策の部分に関して、別立てにしたりとか、指導室の方にもお話しいただいたりしながら、不登校の捉え方とか、その対策について、教育委員会も含めて一緒に検討していけたらなというふうに思っています。

子どもというキーワードで考えたときに、教育委員会とか、ほかの課が分断されているということが、そもそも壁をつくって、やりにくい部分がたくさんあるので、それを少しでも何とかできないかなということも含めて、委員の皆さんと活発に意見を交わしているところですので、今後もよろしく願います。以上でございます。

○倉持会長 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。何か補足することがあれば。大丈夫ですか。

今の質問があれば。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

では、引き続きご審議お願いいたします。それでは、最終的な検討結果を11月の本体会議で報告いただくということで、楽しみに待っております。それでは、次第の(2)は以上といたします。

次に、次第の(3)次期計画策定について行っていきます。前回会議では、第3章において、量の見込みと確保の内容についての数値案をお示しいただいたと思います。審議を行いましたけれども、保育所や学童保育所など、事務局で、まだ検討中として出てこなかった部分もありますので、本日、事務局から資料も事前にいただいておりますけれども、資料についての説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○子育て支援係長 前回会議では、資料6で、量の見込みと確保の内容の数値案をお示ししましたが、検討中となっていた項目がいくつかありましたので、まずはその検討結果について報告させていただきます。

資料7になります。1ページで、網かけになっている部分が、前回からの修正点、検討結果を入れた部分になります。1教育保育施設の1号認定になります。「計画数【次期案】」については記載のとおりですが、量の見込みと確保の内容の算出方法についてご説明いたしますと、量の見込みの部分に関しては、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」、ここの利用意向率が5.0%、上記以外が43.8%、合計して48.8%の利用意向率ということをもとに、数値をつくっております。

下へ行きますと、確保の内容の算出方法ですが、現行の数に令和4年度、認定こども園1園、39人分の開設を見込んで、その数字を加えた数字で記載しています。

2ページにまいりまして、2号認定です。量の見込みの算出方法ですが、令和2年度と3年度は、ニーズ調査の結果、47.1%の利用意向率をそのまま用い、令和4年度から6年度にかけては、47.1%にさらに過去4年間の伸び率平均の実績、各年2.4%を加える。最終的には令和6年度の利用意向率を54.3%と見込んで、数字設定しております。

その下の確保の内容の算出方法ですが、記載のとおり、令和2年度から6年度にかけて、まず新規の認可園が5年間で合計14園、6クラスの603人。新規の認定こども園が1園、プラス45人、合計で15園、648人の増を見込んでおります。

続いて3ページです。3号認定のゼロ歳になります。こちらの量の見込み算出方法につきましては、令和2年度・3年度が、ニーズ調査をそのまま用いまして、33.7%の利用意向率。令和4年度から6年度が、先ほどの33.7%に、さらに過去4年間の伸び率平均1.7%を各年度に加えていく。最終的には、令和6年度の利用意向率が38.9%と設定しております。

その下の確保の内容の算出方法ですが、15園新設ということで、合計人数が95人の増加ということで、見込んでおります。

上の表のほうで、「計画数【次期案】」の中で「過不足2-1」というところがありまして、ここが需給バランスの数になりますが、ごらんいただきますと、令和2年度のところにマイナス19と記載があります。19人の需要の超過になっております。これが令和3年度になりますと、11の供給超過になり、令和4年度以降も同様にプラスになっています。

続いて4ページです。3号認定の1・2歳になります。ここの量の見込みにつきましても、令和2年度と3年度は61.0%。ニーズ調査に基づきます。令和4年度から6年度

にかけては、この61.0%に、過去4年間の伸び率平均2.7%を加える。最終的には、令和6年度の利用意向率を69.1%と見込んで設定しております。

下の確保の内容の算出方法につきましては、やはり15園で合計385人の定員増を見込んでいます。

こちらでも表中の過不足をごらんいただきますと、令和2年度のところがマイナス76、需要超過になっておりますが、令和3年度が15、供給超過に転じて、以降、4年度以降もプラス、供給超過の状態が続くという計画になっております。

続いて、5ページの延長保育事業です。こちらに関しましては、量の見込みのところ、認可保育園の在園児の見込み数が、先ほどのところで決定したので、それに基づいて、計画数を記載したところです。

続いて6ページ、学童保育になります。量の見込みの部分ですが、前回会議では、量の見込みに関して、A案、B案の2案をお示したところです。結論としましては、B案を採用。低学年（6歳から8歳）の部分に関しては、利用登録率、過去5年最大値の36.1%、最終的には令和6年度の40%で、各年度で1%ずつ増加させるという数字で設定しております。

確保の内容の算出方法については、令和2年度、920、ここまで前回お出ししたところですが、それ以降、令和3年度がプラス80、令和4年度、プラス40、令和5年度、プラス80、最終的には1,120人の定員まで見込んで設定しております。

表中、ごらんいただきますと、表中の一番下のところに平均利用人数予測というのを参考記載させていただいております。量の見込みは、過去4年の利用希望日数により算出した毎日利用する児童の割合85%を乗じた人数ということで、参考記載しております。

続いて7ページです。一時預かり事業になります。こちらに関しましては、一番下の子育て短期支援事業（トワイライトステイ）に関して、確保の内容がまだ検討中ということでしたが、今回お出しさせていただいたのが、令和5年度以降に900人ということで、記載させていただいております。資料7については以上になります。

続いて資料8です。資料8は次期計画第3章「子ども・子育て支援事業計画」の素案になります。先ほどの資料7、あるいは前回の資料6でお示した需給量に基づきまして、作成したものとなります。

第3章は、第3節までの構成となっております、まず2ページからが第1節「教育・保育提供区域の設定」になります。

3ページをごらんいただきますと、(1)の「小金井市における教育・保育提供区域」、(2)の「地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定」とともに、現行計画と同様の形で、市内1区域の設定としております。

続いて4ページからが第2節「教育・保育施設の充実」になります。

5ページには、量の見込み算出の基礎となる年齢別児童数の推計を記載しております。

6ページから8ページにかけては、「提供体制の確保と実施時期」ということで、量の見込みと確保の内容を、認定区分ごとに表形式で掲載しているほか、確保の方針について、文章で記載しております。

9ページには、「教育・保育の一体的提供の推進」ということで、認定こども園推進のあり方について記載しております。

10ページでは、「教育・保育施設の質の向上」ということで、教育・保育施設の質の確保・向上に対する考え方について記載しております。

11ページ以降は、第3節「地域子ども・子育て支援事業の充実」になります。法定13事業につきまして、量の見込みと確保の内容を表形式で掲載しているほか、確保の方針を各事業ごとに記載しております。詳細は資料をごらんください。

資料については以上となりますが、次回11月の会議での審議予定について、ご案内させていただきます。次期計画につきましては、今年度に入ってから、全5章について各章ごとにご審議いただいておりますが、本日をもって、全5章の素案が全て出そろったこととなります。次回会議では、これまでの審議結果を踏まえまして、計画全体の素案をお示しする予定で、特に計画全体を通じての整合性の視点からご審議いただければと考えております。

事務局からは以上になります。

○倉持会長

ありがとうございました。

非常に数字が出てきたので、混乱しているところもあるとは思いますが、
「量の見込みと確保の内容」第2案については、前回会議では検討中になっていた部分の数値が今回、出てきています。また、この数値部分については、「確保の方針」などの文章部分を含めて、第3章のほうに示してきた。つまり、第2案で示された数字について、資料3、第3章のほうでも、この数値を使って、それをどういうふうに確保していくかという方針が、第3章のほうには示されていますので、まず資料7の数値部分について確認して、それから資料8について審議していきたいというふうに思います。

その資料7の1ページの説明のところには、審議に当たってのポイントも書かれていますけれども、その数値のところについて、こういう数値でよいのかどうかということ、1ページから4ページにかけての教育・保育施設の部分について、まず検討していただきたいというふうに思います。ばあつと言われても、なかなか理解しにくいところがあるとは思いますが、まず、教育・保育施設の1号認定、2号認定、3号認定、4ページまでの部分で、いかがでしょうか。

○鈴木（隆）委員 量の見込みから確保の方針を立てられているんですが、この計画どおりにいけば、令和5年にはかなり解決していて、よいと思うんですが、これは地域ごとの問題みたいなものは、どういうふうに扱っているのかというところ、数字を市内全体で見て、よくても、すごく遠くまで通わなきゃいけないみたいな状況になってしまったら、ちょっと意味がないような話で、もしニーズにばらつきがあるとかそういう情報を把握していたら、その辺を教えてください。

○保育政策担当課長 待機児童の傾向とのバランスというお話かなというふうに思っております。待機児童、確かに今年増えまして、111人という状況なんですが、小金井、町別でいきますと、10町、10ありますので、一つ一つの町のバランスということになると、大幅な偏り、集中しているところまで至っていない状況がありまして、その時々によって、微妙にバランスが変わっていったりする状況がありますので、次の章のもう一つの区分のほうでお話があるかと思うんですが、市内を一つの区域とさせていただくかわりに、施設の配置などは、待機児童の出現情報とか各施設の配置状況などのバランスを見ながら整備をしていくという考え方で、これまでもやってきましたし、今後も同様の考え方でやっていく形で思っておりますので、地域とか町によって偏っているとか偏在しているというところまでは、小金井の場合は至っていないという状況です。

○鈴木（隆）委員 ありがとうございます。これまで、量の見込みのときに、武蔵小金井駅前の大規模開発の部分も検討されていて、考慮に入れていて、それを最大限取り込んだ形でというような話だったと思うんですが、そうすると、あそこはかなり急激に増えるエリアだと思うんですが、それに対して、今までの状況と同じように考えていいのかということ、ちょっと疑問が残るんですが、そこは何かあるんでしょうか。

○保育政策担当課長 今、最初に言っていたところは、実は保育ニーズのほうではなくて、ベースになる人口増のほうで、かなり見込んでもらっていることによって、保育のほうにもきちっと盛り込ませていただいているということになるかなと思います。

今おっしゃっていらっしゃる地域ですが、保育園の場合、もともと建てられる場所がないという問題がございます。それから、JRの駅の近くを希望される方々が、もともと多いという状況がある一方で、先ほど申し上げたように、なかなか土地というものが、そもそも難しいという状況がありますので、施設の周りの環境面などのこともありますので、エリアとしては、そこまで細かく分けるのではなくて、もう少し範囲を広げた形で、より駅の近くとか、施設が比較的、数が少ない地域を中心に整備をしていくという形が、最も整備としては好ましいというふうには考えています。

○倉持会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○鈴木（隆）委員 そうすると、今、新規認可園を既に見込んでいるって、15園あるということですけども、これについても均等に散っているのか。どこかに寄っているのかという状況なのか。それとも、まだ具体的には場所が決まっていないのか。どういう状況なのか。新規認可園についての状況を教えてください。

○保育政策担当課長 来年の4月に向けての施設については、既にホームページでも公表させていただいているんですが、具体的な地域については、東京都のほうの計画の承認を受けているものについてのみ計算していますので、それについては場所は、はっきりしているところはございます。それ以降につきましては現時点では、ここの地域というふうに具体的に決めているものではなくて、現状の中で、施設が少ない部分のエリアとか、比較的、駅の近くの周辺を中心に整備をしていきたいというふうに考えてはおります。

○鈴木（隆）委員 ありがとうございます。

○倉持会長 ほかにいかがでしょうか。

○谷村委員 すみません。111人の待機児童って、資料中のどこの記載なんですか。ごめんなさい。探せなくて。

○保育政策担当課長 待機児童数につきましては、足し上げていただかないと、111という数字が出ないんですが、例えば2ページの真ん中の表の「参考（実績）」というのがあるんですが、こちらに、3歳以上の待機児童数というのが、過去5年間載っています。31年度につきましては7人という状況で、3ページ目ですと、0歳児、15人。4ページにまいりまして、1・2歳で89人ということになっておりますので、この3つのを足すと、合計で111人という形になります。

○水津職務代理 来年度、令和2年度に関しては、新規園はもう既に承認済みということだと思うんですけども、その以降のこの5園、2園というのは、見込みのある数字でしょうかとい

うか、変な言い方ですけども。確実に開園できる見込みのあるものなのかどうかを、お答えになれる範囲でお願いしたいんです。

○保育政策担当課長 もともと、今回の計画の量の見込みというか、需要量のほう、申し込みのほうの見込みの考え方なんですけれども、基本的にはニーズ調査のパーセンテージを掛けたものに対して、2カ年で整備をしていこうという考え方で、つくらせていただいています。そのうちの初年度につきましては、今、水津委員から言っていただいた部分はあるんですけども、既に東京都のほうの手続がある程度、期限として終了してしまっている関係から、それについては具体的な数字を載せさせていただいて、残りの部分については今後、こちらのほうで整備をしていくような形で、進めていくという考え方を持っています。

ですので、具体的に今の時点で案件として決まったものは、一つもない状況で、これから半年ぐらいの中で練っていくような形が、基本になるかなとは思っております。

○水津職務代理 ということは、新規事業所の拡大を推進していくみたいな感じの理解でございましょうか。

○保育政策担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○水津職務代理 それで、ちょっと話がずれちゃうかもしれないんですけども、鈴木委員のおっしゃるように、場所をいろいろってなったときに、駅から遠い場所に関しては、延長保育の拡充というのが必須だと思うので、その辺も並行して、ご検討いただきたいというふうに思います。駅から遠いと、どうしても通勤時間の部分が加算されますので、そういう状況もあるのかなというふうに思っています。

○倉持会長 あと、3章のところの確保の方針のところ、もう少しそういうところも反映できたらいいかなと思っていました。

ほかにはいかがでしょうか。

○谷村委員 今、現状、111人が待機というところで、それぞれ令和5年度・6年度とかいって、多少の余裕が出てくる計画にはなっているんですけども、111人を今まで数字として外していたのに、最後、確保するところで、こんなかつかつの数字でせめるんですかねという。そもそも10%、20%ぐらいの数字で外していた部分、ゴール地点を1%の精度に求めるって、結構な精度だと思うんですけども、前回、ちょっと会議でお話しさせていただいた余力というところで、正直、僕はこれを見て、あまり余力を感じないです。もう少し余力を持ったほうがいいのではないのでしょうか。

○保育政策担当課長 今回の見込みとしての余力部分でございますが、前回の計画におきましては、ニーズ調査などでゴールとして設定した数字を5年間、もしくはどこかの年度で達成して、あとは頭打ちという計画を行ってきました。今回の計画については、今申し上げた数字が、令和3年度にもう既に来て、さらにニーズをそこからパーセンテージで伸ばしていくというやり方をしています、それに対してつくっていく。追いかけていくという形で伸ばしていますので、その部分が前回の計画と比べての余力というような考え方を持っています。

逆にこれが、ニーズに対して過度につくっていく。確保の数を大幅につくっていくということになりますと、施設としての整備のことを考えますと、児童の方が入らないのに、その分、量を多くつくっていくという計画にもなってしまいますので、行政としては、確保のほうだけを増やすという形には、なかなかありませんので、ニーズのほうも、さらに増やしていき、それで確保のほうも増やしていくという形での余力を持たせた見込みとなっております。以上です。

○谷村委員 ありがとうございます。それと、一個だけちょっと、市民側として見たら、建てられるだけ建ててもらいたいというのが結構、多分意見としてはあると思うんです。ときに、やっぱり市民の中でも賛否両論あると思うんですけれども、建てるのに幾らかかるのかという数字も一緒に載せたほうが、僕個人的にはわかりやすいかなとは思っています。この資料を見て、足りる足りないとかだけではなくて、実際、新しい施設1個つくるのに幾らかかるんだ。1人分のキャパを用意するのに幾らかかるのかというのは、参考までに数字はあったほうが、わかりやすいかなと思います。

○保育政策担当課長 今までの計画の量の見込みの部分については、おっしゃる部分も含めて、お出ししてご議論いただいた経過は、ちょっとなかったかなは思っております。確かにおっしゃるとおり、経費等の部分というのは、かなり大きなところになってくるかなというふうには思っておりますが……。

○子育て支援係長 今ありました、いくらかかるかということですが、子ども・子育て支援事業計画につきましては、国のほうから掲載すべき項目が示されておりまして、基本的にはそれに沿う項目を記載することになります。今のお話を計画にもし記載するとすれば、文章ですと、確保の方針の部分に参考程度に記載するか、あるいは資料編のところ、今後どれぐらい保育園建設に関してお金がかかるか参考資料として入れるか、といった感じになるかと思えます。

○倉持会長 大体、1棟建てるのにどれぐらいかという見当がつけば、また議論もしやすいというお考えということだと思いますけれども。

○谷村委員 そうです。いろいろな話と、トレードオフではないですけれども、こういう方針のとかって、より安く、よりよくということ、一つは検討できるのかなと。

○倉持会長 参考資料として、多分、公開はされていますか。

○保育政策担当課長 おっしゃっているような形の例えば単価とか、1園当たりどのくらいというような数字として、資料として出した例というのは、あまりなかったかなとは思っておりますので、必要であれば、こちらのほうで、適切な数字をご用意することはできるかなとは思いますが。ちょっと今、少なくともお金の件については、今日は持ってきていないので、ちょっと今、口頭でお伝えできないですけれども、数字としてはお出しすることは、可能かなと思います。

○鈴木（隆）委員 ちょっと関連するんですけれども、多分、今の議論というのは、むしろ1園増設するのにそれほどお金がかからないんだとしたら、たくさんつくってしまって、余力を持たせたほうが良いというようなことだと思うんですけれども、すごく定員が増えて、需要に対して供給が大きくなったときに、何か問題があるというような認識でいるとか、逆の問題というのは何か想定されているんですか。例えばそこが増えることによって、既存の園の経営を圧迫するから、トータルとしてよくないかそういうような違う問題みたいなものがあるって、もう少し抑えたいとかということが、もしあれば、教えてください。

○保育政策担当課長 今おっしゃっていただいた部分は大いにあるかなと思っています。保育園の場合、ほかの事業も多いと思うんですけれども、基本的には利用されている施設に対してのお金の支払われ方になりますので、空きがあると、その分、当然、お金は払われないうことになるんですね。

ただ、一方で園の運営としては、設定した定員に対して、必要な人はおいておかなければいけないという決まりがありますので、人とか施設のメンテナンスとか、施設を動かしていくための維持管理とかそういう経費は、子どもがいてもいなくても、ある程度以上は必ずかかることになっているかわりに、入ってくるお金というのは、子どもさんが例えば極端な話、半分しか入らなければ、想定よりも半分しか入ってこないということになりますので、施設としては、安定した運営というのが難しいということになります。

市のほうとしても、ご心配いただいている、確かに待機児童が発生しないということが一番なんですけれども、大量につくったことによって、どこもあいてばかりというような形ですと、建設費についても当然、公費も法人さんのお金も投入されての公共的な施設ということになりますので、それがたくさんあるというような状況がいいのかどうかということもありますので、そういう面でのこういった計画を立てていって、計画的に整備をしていくというようなところに落ちつくのかなというふうに思っております。

○小川委員　　今、谷村さんと鈴木さんがおっしゃっていたことに関していうと、今の説明がいわゆる箱物行政にかかわってくるところなんです。1つ建てるだけでは単年度で終わるけれども、維持経費、それから人件費含めると、いわゆる公務員として雇うとなると、退職金のことまでずっとかかわってくるわけですね。ということを考えると、今のところで、ぎりなのかなって。

実際に今、幼稚園で定員割れしているところもあるわけじゃないですか。そういうことを考えると、トータルで考えると、キャパはあるけれども、人は来ていないだけの話。ということを見ると、何かまた違うやり方を考えていかなきゃいけないのかな。幼稚園を含めて今、すごく入るところがなくなっているというんだったら、また別だろうけれども、何か違うやり方もありなのかな。ただ、物、箱をつくれればいいというだけではないのではないかなと思う。

ここで、箱をつくったほうがいいよねという意見を出していくのは、また、それはそれでいいと思うけれども、それに対して、いや、そうではなくて、老人の何とか施設のほうをつくりたいですよという人たちに、いかにこう説得していくかということ。何回も何回も言うけど、いろんないいこと、ここで話しているようなこと、賛成するのも市民だけれども、反対するのも市民だということで、そのところが、いかにこうお互いに納得できるかということを考えていくのが大事かなと思いましたけど。すみません。以上です。

○水津職務代理　　ここで出ている数は、そもそも人口統計の推移をもとに、それでも最大の数値をとって一応、量の見込みを設定していると思うので、これに関しては、おそらくこれだと思うんです。

でも、もっと重要なのは、後の方法のところでの細かいことを、もう少し皆さんから意見が出たほうがいいかなと思って、次に移ったらいかがでしょう。

○倉持会長 ありがとうございます。それでは、1ページから4ページのほうは、よろしいでしょうか。また、確保の方針のところ、話を進めたいというふうに思います。

それでは、2の地域子ども・子育て支援事業のところ、5ページから最後まで、こちらはいかがでしょうか。

○水津職務代理 学童保育のところ、前回は平均利用率、人数が出たところでの定数との兼ね合いというお話が出ていたと思うんですけども、これはそのように考えるしかないのかなというのが、ちょっと思うところがありまして。例えば全員、ほんとうに8割しか来ないのかとか、全員来たらどうするのかとか、そういうことを含めて考えると、ちょっと難しい定数設定になっているのかなというふうに、数字から見ると、ちょっと思ってしまうんですけども、その辺の事情と、あと展望をお伺いできたらなと思いますが。

○学童保育係長 ご質問の平均利用人数予測に85%を乗じたもので、施設整備等を考えていく等が、妥当であるかというようなご質問でよろしいでしょうか。

○水津職務代理 そうですね。

○学童保育係長 もちろん施設によっては、85%を超える日があることも事実でございますが、過去の実績から85%としたことについてもある程度余裕を見ている見込みでありますし、この平均利用人数予測を大きく超えるものではないと考えております。このため、記載している施設の確保の量を計画どおりに準備できれば、今、決定している低学年の事業、見込み量に対しては、十分対応できると思っておりますし、この考え方を考える予定はないというところでございます。

○倉持会長 よろしいですか。

○水津職務代理 よろしくはないんで、しょうがないと思います。

○倉持会長 いかがでしょうか。

○小川委員 水津委員が思っているのは、今の広さで、子どもの数を見ると、すごく混んでいるよね。何とかならないのというところでしょう。

○水津職務代理 そうです。

○小川委員 はっきり言えば。

○水津職務代理 数は絶対に増えていくのは間違いないことなので、それを、定数がこれだけで、8割だから、定数よりも多くてもオッケーというのが、ほんとうにふさわしいものなのかというのは、どうしても疑問に残ってしまうので、その部分は危惧してますということが伝えたいことですね。

○小川委員 一つの学童保育をつくるときに、子ども1人当たりの平米数、広さが決まっていますよね。それを、条例だかわからないけど、かえて、広くするということは可能なのかな。どうなんでしょうね。よくわかりませんが、そうすれば広がる。人数は増えても、何とかなるのかな。今よりは密度が少なくなるという気はする。そうすると、また費用とかいろいろかかわってくるんだらうけれども、その辺はどうなんでしょうね。

○学童保育係長 1人当たりの面積につきましては、小金井市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というものに定められておまして、そこに1人当たり1.65平米以上というふうに定められております。この規定につきましては、国が定める基準に基づいて、今まで、従うべき基準ということで定められておりましたが、この10月3日にその基準自体の改正が行われまして、今は参酌する基準ということで、来年度から参酌する基準となりましたので……。

○小川委員 ごめんなさい。上限はなくて、それが最低だよという意味ですよ。

○学童保育係長 最低、そうですね。ですので、ご質問の、量を増やすことができるのか。平米数を増やすことができるかというのは、市の責任において、国が定める基準と異なるものを定めることは許されることに今度なりましたので、そこは、市がどのように考えるかというところになってくるかなというふうに思っています。よろしいでしょうか。

○小川委員 はい。ということで。

○谷村委員 そもそも、その1.65というやつは守らなきゃいけないところで、それを守れてないから、この間、条例をかえたんですよ。たしか10%だか何だかを超える収容しちゃいけないよと書いてあったんですけども、それを市長が安全と認める限り、暫定的に認めますよという記載に変えたという認識なんですけれども、間違っていますか。

○学童保育係長 今現在、10%を超えて受け入れているという実態もあるということで、ご指摘に当たる部分はあるかと思いますが、実は施設定員で見たときの1人当たりの育成室面積というのも、かなり幅があります。既に定員で1.7㎡くらいになっているところもあれば、定員で2.2㎡くらいあるところもあるということで、現状、85%の利用率で見たときの10%の範囲内で、入所できるかできないかという判断をしたときに、施設による不公平が起こるとというのが今回の改正の大きな理由でありました。

今後の入所の承認をするかどうかの判断につきましては、85%の利用率を考慮し、さらに1.65㎡の部分を見て、運営上支障がないことを見るということで、最終的には市長判断というふうになっているのかなというふうに思っております。それで、不足ありま

したら、お願いいたします。

○谷村委員 最終的に市長が認めて、暫定処置をするという形なんですよね。

○学童保育係長 おっしゃるとおりでございます。ただ、1.65㎡以上につきましては、平成27年度以降につくられた施設について適用するという条例の立てつけにもなっておりまして、もちろん我々も1.65㎡以上あるということは大事な点だと思っておりますし、国が定めた基準の重さというのを理解はしているところではあるんですけども、国が基準をつくる前に、既にあった施設については、一定のその考え方を除外しなければならないという部分もあるということは、ご理解いただけたらと思っております。

○倉持会長 いろいろ課題はありそうなところですけども、そこら辺はまた、3章を検討する中で、反映していけたらと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

○古源委員 今回の学童保育所のところの確保の内容なんですけれども、令和2年度から少しずつ確保の内容が増えていきますけれども、こういった手当てをして、最終的に1,120になっているのかというところを教えていただければと思います。

○学童保育係長 まず、令和2年度の920ですけども、令和元年度現在で、条例上の施設定数としては810でございます。そこに来年度に向けて建設中のあかね第4・第5学童保育所でプラス80、またほんちょう学童保育所で今、暫定的な第2学童保育所の運営をしております、この施設で30人分の定員をみており、合計920としております。

令和3年度はそこからさらにプラス80を見込みますが、現時点では、たまむし学童保育所、さくらなみ学童保育所で、それぞれ40人規模の場所の確保というところで、設定してございます。

令和4年度のプラス40につきましては、現在は、まえはら学童保育所で場所の確保を予定しているところでございます。

令和5年度につきましては、現時点では不確定な部分がありますが、想定されるのは、みどり学童保育所、さわらび学童保育所、また、たまむし学童保育所がさらにプラス40必要かなというところで、今申し上げた3つの施設で、全体として80人定員くらいを確保していきたいと考えているところになります。

○古源委員 例えば令和3年度も、たまむし、さくらなみで各40というのの確保の具体的な内容というのは、どういうふうにプラスするのかというところを教えていただけますか。

○児童青少年課長 確保策については、これまでもちょっとお話をさせていただいたかと思うんですけども、学校の施設であったり、民間のテナントであったりとか、あと民設民営といっ

たところで確保策という、さまざまところでの、放課後子どもなども入るかと思うんですけれども、そういったところで、いろいろ受け入れられるところを模索しているところではあるんですけれども、具体的にそこまでに、どこが、あと建物を建てるというのも一つの考え方ではあるかと思うんですけれども、今の時点で、確実にここにこういうふうにできるというような形で、お示しができる段階ではないというところはございますので、方策としては、そういうような形で学校の教室を借りたりとかいうところで検討していくという考え方でやっております。

○水津職務代理 ということは、民設民営も含めて、これからまだ検討しながら、確保の方法を考えていくということで、これだけの数は必要ですよということの計画ですね。必要数をこれだけ出したという理解で、よろしいでしょうか。

○学童保育係長 必要だから確保の人数を入れた、ご指摘のとおりだと思っております。先ほど40人ずつ施設定員を設定して、これは条例で40人規模というのを定められているというところもございますので、計画年度、5年以降につきましては若干、施設間の動向を見なければならぬところはございますが、計画的に、状況を見ながら整備していきたいと思っております。

○鈴木（隆）委員 すみません。今の説明だと、最初に810人から920人に増やしたときの暫定の30人というのは、そのまま5年間ずっと継続していくという予定なんですか。

○学童保育係長 今回の計画の5年間においては、暫定のほんちょう第2学童保育所の人数は、仮になんですけれども、30人に設定をさせてもらっています。ただ一方で、ほんちょう学童保育所の大規模化については、施設の建て替え等も含めて、検討は進めているという状況もございますので、それによって、施設の規模が増える場合には、施設定員数で40人ということで、増えるという方向でございます。よって影響としてはないと考え、まずは暫定の30人分を5年間出させていただきたいというふうに考えています。

○鈴木（隆）委員 ありがとうございます。

○倉持会長 確保の方針のところ、ちょっと具体的なことを提案していてもいいかなと思うんですけれども。ほかにはいかがでしょうか。7ページまで、よろしいですか。そしたら、この数値を生かして、第3章の子ども・子育て支援事業計画のほうで、確保の方針について話し合いを進めていきたいと思えます。

では最初に、資料8、第3章子ども・子育て支援事業計画の第1節からご検討いただきたいと思えます。2節の、6ページ、確保の方針のところを書いてありますので、こ

ここまでご検討いただけたらと思います。

○小川委員　　すみません、確認なんですけれども、これは送っていただいたのと変更があるというわけではないですよ。送付していただいたの。

○子育て支援係長　事前に2回お送りしましたが、2回目にお送りしたものからの変更はありません。

○小川委員　　わかりました。ありがとうございます。

○倉持会長　　3ページのところでは、市内1区域として見ていくということが書かれていると思います。5ページのところには、各年齢ごとの保育園入所児童の推移が書かれていると思います。6ページのところには、先ほど示された数値の量の見込みと確保の内容が書かれています。それに対して確保の方針として、小金井市ではどうしていくということが書かれております。

○石川委員　　認定こども園について、ちょっとお聞きしたいんですけれども、6ページの確保の方針のところの第2段落「今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりによる円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応するなど、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えます」とあるんですけれども、大分前に確認をさせていただいたときに、市のほうから積極的にアプローチをして、何とか幼稚園の人材、空間、施設だったり、そういった地域の資源を待機児童解消のほうにも少し振ってもらえるような形で、アプローチができるのかというか、具体的にはちょっと話はなかなか難しいところがあると。各園それぞれの幼稚園としての方針があったりとか、いろいろあるということなんですけれども、とはいえ、ここの確保の方針のところには書かれています。

それが、この1号認定、2号認定、3号認定の各表の数字の中には、あらわれてはいないと思うんですけれども、もし何か変更があったとき、既存の幼稚園がこども園にかわりますといったときには、ここの数値がそれぞれバランス変わってくると思うんですが、そういった理解でよろしかったでしょうか。

○保育政策担当課長　そもそも、基本的には計画ということですので、その計画に沿っていく形になるかと思うんですけれども、具体的に今、こちらのほうで見込んでいるのは、5カ年で認定こども園を1施設増やそうということで、それについての数字は、実際にこの中に見込んでおります。

幼稚園さん自体が認定こども園に移行したいというのは、この間、新制度になってから、具体的なご要望とかそういうお話は出てきておりませんで、実質、見込んではいな

いということになるんですが、出た時点で、計画自体を見直さなければいけないかも含めて、ちょっと内部で整理、検討して、状況によってはご報告するなり、必要な手続きをとることになるかなというふうに思っておりますが、すぐさま即応して、計画のほうの数字を毎回変えなければいけないのかどうかというのは、そこまではないかなというふうには思っています。

○石川委員 ありがとうございます。

○水津職務代理 この文章だと、認定こども園の移行を推進するという方向なのかなというふうに読めるんです。確かに幼稚園利用者が減っていくんですよ、調査からいってもね。そうしたときに幼稚園の方が、よく考えたけど、やっぱり認定こども園に移行していこうと思うか、預かり保育を充実して、うちは幼稚園でやろうかというのか、そういういろんな選択があると思うんだけど、その中に例えば認定こども園が1つ増えると、確保がまた変わってくるというのもあるんだけど、それはやっぱり推進したほうがいいな、条件がよければね。幼稚園にとって、いいものであれば、そういうことは推進するべきなのかなというふうにちょっと思っていて、そういう考え方ですよということで、よろしいんですよ、ここの読み取りは。

○保育政策担当課長 ちょっとさかのぼりますと、新制度ができたときに、国のほうとしては、以前も申し上げたんですけれども、幼稚園さんは認定こども園化というのを、かなり国のほうで強く推し進めようという雰囲気があったんですが、現状は、そこまでは至っていないというのと、特に関東というか、東京が特に旧制度のまま、私学のままで運営されている幼稚園さんが比較的多いというふうに聞いておまして、関西によっては、自治体として、もう全て認定こども園化するんだという働きかけをして、認定こども園化してしまった自治体もあるというお話もあるようでございます。

私どもとしてはやはり、先ほども言うていただきましたけれども、それぞれの園の教育方針もあるかなと思っておりますので、水津委員がおっしゃっていただいた、シンプルにいうと、いずれかの選択が中心になってくるかと思うんですけれども、その選択については園のほうの意向を尊重して、やっていきたいというふうに思っておりますが、新制度自体が、認定こども園というのも一つの大きな施策でございますので、そういう意味では、前回の文言のところで踏襲させていただいた部分はありますけれども、どちらかというところ、こちらとしては「移行を希望する場合の」というところの先方の意向を、まずは第一に考えたいというふうに書かせていただいたつもりでございます。以上です。

○水津職務代理 はい、そうでしょう。

○小川委員 長岡先生、その辺のところはどうなんですかね。ちょっと現場の感覚としては、

○長岡委員 認定こども園というのは、幼稚園型と保育園型のお子様が同時に生活するというところで、昼お迎えに来るお母様がいるところに、お迎えに来てくれない子どもたちが昼寝をするといったこととか、あとは縦割り行政が一つの園の中に存在するので、補助金も全部分けなくちゃいけない。あとは、東京都で認定こども園に移行しているところは、今おっしゃったとおり、すごく少ないんです。それには、子どもたちの生活がなかなか守られないということと、あと運営側の大変さもあるというところで、進んでいかないのかなというふうには思っていますが、今後、国が補助金の額をすごく増額してくるときには、それを受け入れて、子どもたちの生活を守りながらも、それをやっていくのかという、今、悩んでいるところだと思います。

正直、行政が認定こども園に移行するようにとっている市というのは、東京都社会福祉協議会の中の会議に出させていただいているときには、すみません。私も勉強不足ですが、あまり聞いたことはないです。あと、民間保育園協会でも聞いていますけれども、あるんでしょうか。皆さんのほうが勉強されていて、ご存じであればですが、ちょっと聞いたことはないです。あくまでも、その施設ごとに検討し、考え、移行するかどうかということだと思うんです。

○水津職務代理 結局、状況としては今、そういうことだと思うんですね。移行しても、返還した園があるということも聞いているし、なかなかうまくいかないというのがあると思うんですけども、就労状況が変わってきて、幼稚園の存在自体がなかなか難しくなっている中で、数ある施設とか、有効な保育士さんの数とかいろんなものを、今の時点で今後のことを考えたときに、幼稚園が認定こども園になることも、一つの選択肢だなと思えるような施策にしていきたいなと思っているんですよ。

選ぶ、選ばないは園の自由なんですけれども、新しく園を建てるよりは、ずっと効率のいい話なので、そこに踏み切ろうという園があったときに、行政がちゃんと手を差し伸べられるとか、今よりもいい制度になっているというふうになってくれたら、待機児童の解消にももちろんつながるし、幼稚園の問題も解決できる部分はあるかなと思うので、そういう考え方をさせていただきたいなと思います。

○小川委員 例えば、要するに厚労省の管轄か文科省の管轄かで違うしということは、認定保育園は保育士さんでいいけれども、幼稚園は教諭じゃなきゃいけない。教員免許のことまで

かかわってくるわけじゃないですか。そういうことを考えると、本市は教諭じゃなくても、園で大丈夫だというようなこともありなのかなということも、考えていかないと。人材の確保というような観点からも考えていかないと。ただ一概に量の確保だけということも、なかなかうまくいかないところがあるので、いろいろ考えていかなきゃいけないよねって、すごく思いました。

○水津職務代理 幼保一元化のはしりの時代に学校に行っていたんで、私なんか両方持っているんですよ。だから、そういう人も結構いるので。よく考えれば、所管課が違って、指導要領と保育士という違いがあるということとかが、あと制度がかわったときには、いやいや、そんな幼稚園でやってきたんだから、保育機能、今さらみたいな考え方もかもしれないけれども、そこは時代が変われば、変わってくるのが当然なのでという意味で、いろいろ難しい問題は乗り越えなければいけないかなと。

○小川委員 それは同感です。

○倉持会長 確保の方針のところには一応、「円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応する」というふうには書いてあるんですけども、ここをもう少し何かこう、書く必要が、これ以上のことを書き加えたほうがいいということがあれば。

○水津職務代理 ただ、国が、そんなすごくいいものを出してくれてないのに、小金井市だけで何かができるかと言われると、ちょっと厳しいのかなとは思いますが、そういうことを含ませた文言は、プランですから、あってもいいのかなと。

○倉持会長 何か具体的な文言があれば、ご提案いただければと思います。では一応、宿題ということで。

それでは、6ページまでは大丈夫でしょうか。

○鈴木（隆）委員 すみません。ちょっと戻ってしまうんですけども、3ページの教育・保育提供区域の設定のところなんです。（1）は、内容はともかくとして、枕文のところに、コンパクトだから、市内全域を1区域としますと書いてあって、これが市の考え方なんだなというのがわかるんです。（2）に、それぞれの12事業に対して、提供区域が全て市内1区域とするということだと思えます。考え方がそれぞれ書いてあるんですが、現状どおり小金井市内全域とするというのは、考え方ではないと思えますよ。何で1区域でいいのかというのが、それぞれの事業に対してよくわからない。ここも、基本的な考え方は1と一緒に、コンパクトだからそうしているのかなという意味では、何か（1）の中にしか、その文言はないと、（2）には、その意図が反映されないんで、少し書き

方等を工夫してはどうかと思うのが一つと。

あと、ほんとうに市内全域を1区域としてよい事業なのかとか、例えばですけれども、妊婦健診事業とかは、どこか1カ所に集まるというときに、公共交通機関で通える場所にちゃんとあるのかとか、そういうポイントで、市が考え方を持っているので、市内全域を1区域としているとか、そういうような、これで市がいいと思っているという表現をここに入れてほしいなと思います。

○倉持会長 確かに考え方には、なくはないみたいなどころがあるとは思いますがね。いかがでしょうか。この辺をちょっと見直し。

○子育て支援係長 こちらの考え方の記載に関しましては、持ち帰りで検討させていただきたいと思います。

○倉持会長 お願いします。では、6ページのほう、よろしいでしょうか。進めまして、8ページのところにも、確保の方針があります。それも含めて、10ページまで。

○水津職務代理 10ページのところの質の向上のところ、真ん中ぐらいに、保育の質のガイドラインとして、保育計画策定委員会が設置されてというところがありますよね。ここで考えられたガイドラインが示される予定ですなんですけれども、示された結果、どこに反映されるのかなというのが、ちょっと迷っているところなんですけれども、それを尊重するとかなんか、もとに保育の質の図るとかなんか、そういう示された後の結果みたいなものが、わかるような文章になることはできないでしょうか。

○保育政策担当課長 今いただいたご意見をもとに修正をかけたと思います。

○倉持会長 ありがとうございます。

○水津職務代理 しつこいようですが、保育施設を建てるというか、拡充するのは当然、必要なことなんですけれども、保育士の確保というところが社会問題になっていると思うんです。そこら辺に関しても、小金井市で家賃補助とかいろいろやっていますよね。そこも含めて、難しい状況にある中での保育士の確保が、急務ですとか必要ですとかというような、そこに重きを置いたものというか。という表記の仕方をどこかにというのは、どうでしょう。

○倉持会長 1段落目あたりに入りそうですね。

○水津職務代理 そうなんです。

○保育政策担当課長 どの部分に入れるのが適切かというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。質の向上の中に入れるのは、なかなか難しいなという思いもあつたりしますの

で、ちょっと検討させていただければと思います。

○倉持会長 お願いします。

○鈴木（恭）委員 同じく10ページの最後の段落なんですけれども、「幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です」という記載があつて、全くそのとおりでなと思うんですけども、実際に具体的にどのような連携をとっていくのかということが、どこか別の項目に書かれていたりするのでしょうか。

○保育政策担当課長 前回の計画のときも、このところについて、あまり具体なところまで踏み込んだ記載ができていなかった状況でありました。幼保小連携の関係につきましては現在、関係課の中で検討を始めたという状況がありまして、具体的な取り組み部分までの記載までは、ちょっと至っていないというところがありますので、現計画の中では、必要性和推進すべきというところの書きぶりにとどめさせていただいて、具体的なものについては、これから関係課と少しずつ詰めていきたいというふうには考えております。

○鈴木（隆）委員 この連携に学童は入らないのでしょうか。

○保育政策担当課長 一般にこちらの幼保小連携というのは、記載のとおり、未就学のお子さんが、小学校に入学するに当たっての接続という言い方をするんですけれども、その連携のところを重視した考え方になっていますので、学童と小学校ということになると、同じ時代の別々の施設の連携ということになるので、こちらの幼保小連携とはまた違う連携の考え方になるかなというふうには思っております。今回、こちらで記載させていただいているのが、未就学児というか、幼児教育・保育に係る部分での質の向上の項目ということになっているので、カテゴリーとしては今、申し上げた範囲内の記載にとどまってしまうかなというふうには思っています。

○倉持会長 そうした内容は、学童と小学校の連携について書かれていますか。

 それを書くとしたら、14ページ以降のところ書いていると思うので、そこでまたちょっと聞いていただけたらと思います。

 8ページの確保の方針のところ、さっき出てきた地域ごととかそういうことは、いかがでしょう。

○水津職務代理 地域格差とかそういうものの配慮という観点が、ちょっとあつたほうがいいかなと。鈴木委員お話しの最初の部分に。

○鈴木（隆）委員 その観点からいうと、先ほどの3ページの保育提供区域の設定のところ、少し言及してもいいのかなと思うのが、市内1区域として提供するというのに、市の考え方

は示されているので、しょうがないかなとは思ってしまったんだけど、できれば、少し地域格差についても注視しつつ、柔軟に対応するみたいな表現ぐらいは、あってもいいかなと思います。

○保育政策担当課長 参考にさせていただきます。

○倉持会長 お願いします。

○石川委員 今、鈴木委員がおっしゃっていたところに近いですけども、もう既に参考にされるということなので、あれかなと思って。ですが、この場でちょっと個人的な、妻の代弁をさせていただきますと、私が東町の一番、三鷹との境に住んでいたときに、妊婦健診に行くというのはほんとにつらかった。ただ、その声を上げる場はないですね。行って数回の場所なので、そこに対しての不満。子育てしにくいな。市のもっとこっちにも充実してほしいなという気持ちはあれど、それを声にする場合はないので。ニーズ調査とかをしようにも、難しいです。ただ、のどもと過ぎた一市民は、そういった気持ちを常に持っていて、「そうだよな」。で、この場では今、市内1区域で設定されていることが、問題の根源にあるんだな。

前に巡回の、出張型のほうで、対応はできないのかみたいなことを言った機会もありましたけれども、切実です。4キロ、コンパクトとはいえ、じゃ、都内で車をお持ちの方がどれぐらいいるのかな。子育て、始まったばかりの方で、車で行かないとすると、公共交通機関であったり、具体的にいうと、ココバスに乗って、JRに乗って、ココバスに乗るとというのが、公共交通機関の行き方になりますね。と、ベビーカーなんで、それが一番だと思うんですけども、あとはタクシー、それから自転車で行ける猛者はなかなか、大変なんですけど。僕は自転車で行了きましたから。声にならないということ踏まえて、このあたり、書きぶりを書いておく必要があるのではないかなとは思っています。以上です。

○子育て支援課長 ちょっと確認なんですけれども、今おっしゃっていただいている妊婦健診事業ですか、それとも乳幼児健診ですか。

○石川委員 ごめんなさい。乳幼児健診のほうですね。

○子育て支援課長 ことですかね。

○石川委員 はい。産後のほうでつらかった。

○子育て支援課長 妊婦健診ですと、産科とか婦人科とかでの対応になってしまうので、そういう意味では、どの病院ということではないので、1区域という考え方になってしまっているん

ですね。今、多分、ご意見いただいた乳幼児健診、保健センターでやっているもののアクセスということですよ。

○倉持会長 それは、ここではない。

○石川委員 ここじゃないです。

○子育て支援課長 ごめんなさい。ただ、将来的な話で恐縮なんですけれども、新庁舎と新福祉会館が設置されるに当たりましては、新福祉会館のほうに保健センターのほうに移転するというので今、検討してございますので、市の比較的真ん中の位置に移転ということには、将来的にはなります。ただ、すぐ来年とかに何かできるということではないので、ちょっとご不便をおかけする方はいらっしゃるかと思うんですが。しかも、真ん中になったからといって、全員のアクセスがすごくみんながいいかという、またそれはそれで、課題があるかとは思いますが、端にいらっしゃる方のご不便、距離的なご不便という観点では、移転をする際には若干緩和はするのかなとは考えております。ご意見とか、切実なご経験はこちらで共有させていただきます。

○石川委員 続けてちょっと全然違う話題ですみません。10ページの項目4の教育・保育施設の質の向上の欄が、大分、前回の計画と比べて、2倍ぐらいこう、書いてある内容は増えているのかなと思っているんですが、1つ第三者評価のところは抜けたのかな。書かれていたものがなくなっているのかなとお見受けしたんですけれども、その認識は正しかったでしょうか。

○保育政策担当課長 そうですね。前回よりも、かなりマクロな形でまとめさせていただいた書きぶりになっていたかなと思っております。第三者評価を意図的に抜いたというよりは、全体として、マクロにまとめさせていただいたところがあります。現在、質の向上の部分は保育計画策定委員会のほうでも今後、検討していく部分としてもさせていただいておりますので、項目として前回のままの項目を挙げるよりは、このような書き方にまとめさせていただいたほうがという意図で、させていただきましたので、第三者評価自体が必要ないとかいうことではなく、保育計画のほうで、その部分も含めて考えていくとか、明記をさせていただくというような形でというふうには考えています。

○倉持会長 このページ自体が、質の向上のために何をするかということを書くページになっている。このページ自体はどういう設定……。質の向上について、どういうふうに……。

○水津職務代理 担保するかということですよ。

○倉持会長 そうなんです。

○保育政策担当課長 前回の書きぶりで行きますと、具体的に3つの事業というか、取り組みを列挙している状況になっていたかと思います。その部分について、同様の3つの部分を列挙したままでいくという状況ではなくて、質の向上の部分については、保育計画策定委員会のほうで現在、協議・検討をお願いしていく形で考えておりますので、具体的な部分については保育計画の中に入れてさせていただき整理で、具体的な取り組みの部分については、今回は割愛をさせていただいたというような整理で考えておりましたが、前回と同様、3項目について追記をすることも、別に難しいことではないかなと思っています。

○石川委員 同じページの事前に送っていただいた資料をざっと見たときに、ここの段落ですぐいつまづいてしまった箇所があるので、お聞きしたいんですけども、後ろから2番目の段落ですね。「幼稚園や保育所等と小学校を比べると学習は大きく広がり、小学1年生で授業についていけない子どももいることや、小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題があり、これらは「小1の壁」とも言われています」と。

これも、前回にはなかった記述が足されているんですね。どういった意図で足されているのかなというのがまず、率直に知りたいところであるのと、小1の壁という言葉、新しい言葉であって、どんどんニュアンスが変わっているのはたしかなんですけれども、一保護者というか、小1の壁、2回ぐらい経験していますけれども、小4の壁も経験していますけれども、ニュアンスが大分違うぞと思っています。どういった視点、何か利用者アンケートとかニーズ調査の中で、こういった言葉が浮かび上がっていて、それに対応しようということを入れたんだとか、何か経緯をちょっと知りたいなと思います。お願いいたします。

○倉持会長 特に、ここは小1の壁と言われています。だから、どうなんでしょうかというような尻切れとんぼな段落でもあるとは思いますが。

○保育政策担当課長 今回、経緯を申し上げますと、こちらの4番のところについては、保育部分における質の向上という視点での塊と幼保小連携と、その2本立てで記載をしようという考え方を当初持っておりました。保育の質の部分については、繰り返しになりますが、保育計画策定委員会で、より具体にという思いから、経緯を補正程度でとどめたというところがございます。

一方、幼保小の部分につきましては前回、前半のところにとりあえず記載をただけで終了してしまっていたので、改めて、より具体というか、ボリュームを少し上げて説明をし

ていきたいという意図で、文言等、内部で考えていた中で、なるべく広くわかりやすくというような視点で検討していった結果、この文章になったというような状況ですので、何らかの文献とか定義を丸々引用したというものではなくて、子どもの視点、保護者側の視点、両方の側面から、よりわかりやすい文言をちょっと考えたところ、このような文言になったというようなのが、この文章になった経緯ということです。

○石川委員 一番懸念していたのが、この文脈でいくと、幼保小連携につなげるための前段ではないですか。「学びについていけない子どももいる」、この文言が違和感をおぼえるわけですよ。幼保小連携をすることで、学びについていけるようになる、そんな子ども観を持っているのかなという疑問です。

前段が保育の質ということでしたけれども、教育の質については触れていない。保育園・幼稚園、いろんな方針があって、いろんな子どもとの向き合い方があるというのは、わかるんですけども、そこで、学びが円滑に接続する。どういうこっちゃって思うわけですね。これは要するに、教育、学校教育になれるための学びの要素を、幼稚園や保育園でもっと積極的に入れてくれみたいな、そういう文脈に捉えられちゃうと思うんですよ。学びについていけない子どもがいる。だから、幼保小連携しましょうということだと、何か幼保の今の学びのスタイルが何か違うのかなみたいな。

もちろん中には、フォニックスとか英語、早期教育に力を入れたいという人も、もちろんいるだろうし、音楽教育やりたいという人もいると思うし、平仮名をもう小学校に入る前にやっておかなくちゃという価値観の方もいると思うんですけども、全く違う価値観の方もいます。例えば7歳までは夢の中というシュタイナー教育の考え方もありますし、最近、あとやっぱり3歳までの間にどれだけ何かに夢中になる経験ができたかみたいな、そこに重視をして、遊びが学びにつながる。好奇心を自分自身が持つためのベースになるというような考え方もあります。

さまざまな価値観があると思うのですね。そういったことを踏まえずに、小学1年生で授業についていけない子どもがいることが問題で、だから幼保小連携しましょうという流れで書かれているとしたら、それはちょっと、保護者の多様な価値観を否定するものになってしまうかなと思っています。

○小川委員 今、石川さんがおっしゃっていた、算数できます。国語云々ということではないと思っています。どういうことかという、例えば幼稚園と保育園で、例えば小学校に上がってくるときに、指導要録を出す出さないとかね。要するに児童理解が途中で切れてし

まうことがあった。だから、それをきちんとするために、いろんな形で連携をとっていきましようねということと、あと、ここに発達ということがある。これは、例えば幼稚園も保育園もそうなんだけれども、小学校に上がるときには、特別支援をもし必要とするようなお子さんがいるとしたら、就学支援委員会とかあるんじゃないですか。そういうところにかかるとか、連携をとっていく。その中には、行政の人もあるし、現場の先生もいるというようなところで、円滑にやっていきましようねということだし、特に課題のあるお子さんに関しては、もう幼稚園・保育園の段階から、個別の指導カルテをつくっていますよね。ですから、それを継続的に活用していく。

さくらシートとって、小金井独自のものもありますから、そういうのもって。さくらシート、この指導カルテというのは、就労まで全部、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、就労まで全部かかわってくるようになるので、そうやって円滑に接続をしていくということだというふうに思うんですけどね。

○水津職務代理 そうです。だから、ここで「授業についていけない」という文言が、ここだけが、とてもひっかかりを持ってしまうので、そういうことではなくて、幼稚園・保育園と小学校が連携するということは、すごく大事なことで、実際にはその部分が進んでいるようで、進んでいないんですね。だから、そこを進めるということは、切れ目のない支援をするために、幼稚園と保育園と学校が連携していくことが必要ですよということを入れていくのが筋で、ここの授業云々というところをとってしまったら、誤解がなくていいのではないかなと思います。

先生がおっしゃるように、最近小学校の先生が事前に保育園に訪問したりとか、子どもたちが学校に見学に行ったりとかというのが、ちょっと行われているけれども……。

○小川委員 ちょっとじゃなくて、結構やっていると思うね。

○水津職務代理 資料自体を交換するところまでは至らないですよ。

○小川委員 いや。

○浅野委員 やっています。

○小川委員 基本的にはやっていますが、うちは出しませんとか、白紙じゃないけれども、個人情報なので、出せませんというようなところもある。それはちょっと違うのではないかと。そういうところもあるし、お子さんの様子を見に行きたいといったときに、場所によっては、ご遠慮してくださいというようなところもあるではないですか。そういうことを思うと、やっぱりいろんなところの連携って、必要になってくるよねという

のは思い……。

要録のことに関しては、校長さんいますので。

○浅野委員 今、小川先生がおっしゃったとおりで、当然、必要な情報は幼保小とつなげていかなければならないですが、その幼稚園・保育園なりのお考えもあって、それがスムーズにいかないというところが実際にあります。小学校側としては、どこからも適切な情報は欲しいですから、当然、連絡をとり、教員が幼稚園・保育園に出向き、相談もしています。それは小金井市だけではなくて、どこの地区でもやっています。

ただ、その情報共有については、どうしても温度差があったり、あるいは考え方に違いがあったりということがあります。ですから、そこはスムーズにつなげていかないと、小学校入学以降、苦しむのはお子さんであり、保護者でありということだったりですね。

ですから、授業云々というよりは、生活面、全部含めた家庭での考え方、あるいは養育の仕方も含めて、連携をしていく必要がある、そういうことではないでしょうか。

○谷村委員 うち、娘が小学3年生なんですけれども、保育園のときからきらりに通って、何とかシートとか書いて、小学校に出したんですけれども、ろくすっぽ共有されているという、ごめんなさい。一事例なんですけれども、認識はないです。会う方、会う方、毎回同じ説明を僕はして。そこら辺がつながっているというのは、全く、ごめんなさい。僕個人としては、認識ないです。

○倉持会長 だからこそ、ここにであったり、連携していくという……

○谷村委員 そうですね。ちゃんと書いて、皆さん、認識。学習についていける、いけないとかって、そういうつまらない文言とかはなくして、そもそも、そこは子どもの問題ではないと僕は思っているので、それを受け入れる社会の問題だと思うので、そっち側がフォーカスされるような文言に書きかえていただきたいなと思います。

○鈴木（隆）委員 この文言としては、つまり、幼保小連携を推進していく、それが大事だということとはわかっているんだけど、なぜ大事かということが書かれていないから、伝わらないんです。こういう問題があるんだ。だから幼保小連携を推進していくというふうに書いてくれれば、いいわけです。

今、こういうふう書いてあるから、授業についていけないから、そうじゃない連携をするんだというふうに読めちゃうんで、さらに混乱しているのであって、みんな、連携は必要だということは一貫しているんで、その必要な理由を書いてくれればいいということで、いいんでしょうか。

- 保育政策担当課長 ご意見いただきまして、ちょっと私どもも記載の部分、それから文言を含めて、少しちょっと持ち帰って検討させていただきたいと思います。
- 倉持会長 よろしくをお願いします。
- 石川委員 わかりました。前回の計画では、市外の幼保施設との連携についても書いてあったんですが、今回、書かれていなくて。先ほど、幼保小連携の、あまり進んでいないということだったんですが、市外についても、やっぱり等しく小金井市の子どもとして、もし重要だという形の連携が必要なのであれば、同じ対応していただきたいので、きちんと書いておくべきかなと思います。いかがでしょうか。
- 倉持会長 多分、連携をとる。
- 石川委員 そうですね。前は書いてありました。
- 保育政策担当課長 市内に限定した書き方を、前回は今回もしているつもりはないんですが。逆に前回は、市外も含めた形での記載の仕方は特段していないと思われるのですが。特に市内のお子さんを意識しただけというわけではないんですけども、連携していくという視点で、直させていただくということは、先ほどお話ししたとおりかなというふうに思いますので、そのような形で考えさせていただきたいと思います。
- 石川委員 手元にある資料では、他の地域の保育所・幼稚園・認定こども園に通う児童についても、配慮する必要がありますと書いてあって、これを今、自分のほうでは他市というふうに読みかえてしまったんですが、時代的には今、企業型保育所を使う方も増えていきます。要するに、お勤め先が保育所を持っていて、そこが市外にある可能性というのはやっぱりあるので、その部分も、先ほど言ったように幼保小連携って対応していくとなると、市内の保育園・幼稚園だけにアプローチすればいいだけじゃなくなってくると思うんですね。そのあたり、具体的な方策も考えておいたほうがいいのかと思うので、はっきりと書き記す必要があるかなと思います。
- 保育政策担当課長 すみません。ちょっと読み取りが悪くて申しわけありません。趣旨としてはわかりましたので、そこを踏まえて検討させていただきたいと思います。
- 倉持会長 いかがでしょうか。10ページまでよろしいでしょうか。
- それでは、あと15分ほどですけれども、15ページまでいいですか、すみません。
- 水津職務代理 この利用者支援事業の基本型というのは、前回というところの保育コンシェルジュのところではない？
- 保育政策担当課長 保育コンシェルジュは利用者支援事業の特定型かと。

○水津職務代理 なるほど。わかりました。

○倉持会長 利用者支援事業と、それから延長保育事業、放課後児童健全育成事業を含めて……。

○鈴木（恭）委員 14ページの放課後子ども教室事業についてなんですけれども、先ほど学童保育を希望する児童の居場所として今後、放課後子ども教室も非常に重要な役割を担っていくというお話が、以前もありましたし、今回もあったんですけれども、私は以前、放課後子ども教室をちょっと手伝っていて、今はちょっと子どもが走り回ったりするようになってからは、手伝いを今やめていて、また小学校になったら、お手伝いしようと思っている関係で、ずっと連絡は入ってきているんです。

これは一応、市の事業ではあるんですけれども、実際、これを運営しているというか、末端の人は一市民ですよ。私もやってみて思ったんですけれども、放課後子ども教室が始まったときに、参加リストにない子どもが来たり、またはリストにあるのに来なかったりすることで、安全管理という面で、すごく皆さん、注意を払ってやってらっしゃったんですね。子どもがどこかにいなくなってしまう場合がないように、気をつけてやってらっしゃったりとか、そういった、十分注意を払った上で、さまざまな活動をしてらっしゃる。その活動自体も、土日返上して何か準備をされたり、お子さん、お仕事されている方は、深夜に作業して、活動に挑んでいるということなんですけれども、そこが全てボランティアで成り立っているですよ。

○水津職務代理 有償ボランティア。

○鈴木（恭）委員 有償ボランティア、すみません。私たちの認識不足だったんですけれども、そうだったとしても、かなり負担はありますし、でも社会全体として、子どもを地域で育てましょうと。地域の方はもっと協力してくださいという雰囲気があって、小金井って、地域の方が協力されている事業って、結構ありますよね。

ただ、この中で、そういった地域の方の姿が見えてこないというか。ここに例えば一文で、地域の方のご協力をいただきながらといった形で記載しないと、放課後子ども事業は、小学校に通っている、世間の方は知ってらっしゃるかと思うんですけれども、私の周りでは皆さん知らないで、市の職員の方とかがやっているのかなとか、先生がやっているのかなと思っている方も結構いるので、一市民の方が参画してやっているという記載が、あってもいいのかなと思いました。

○倉持会長 14の②の事業の説明のところに、ちょっとそうした文言を入れていくという感じですか。

○鈴木（恭）委員　そうです。

○水津職務代理　私、考え方がちょっと違って、地域の人ボランティアでやるものというふうに限定してしまわないようにしたいなと思っているんですよ。放課後子ども教室が善意の搾取で行われていることで、放課後の子どもの居場所をつくるんだというのは、そもそも市の事業としてどうなのかなというのがあって。実際に活動するのにボランティアレベルというのは構わないと思うんですよ。例えば意思のあるお母さんが、自分たちの子どものためとか、卒業した子どものために何かをしたいとか、それは構わないんだけど、そのことの責任をとる場所として、それが地域の方の善意ではなくて、事業としてやっていただきたいなと思っているので、地域の方が活躍している場であるということとどこかに書くのは、構わないと思うんだけど、それが地域の方の協力で行われていますみたいな形に限定されるのは、ちょっと怖いなというふうに、逆に危険かなというふうに思っています。

○鈴木（恭）委員　そのご意見、私も賛成なんですけれども、ただ実際問題、協力してやってらっしゃるので、何かこの資料上では、市の事業としてやっています。地域の方は見えてこないで、何か一文あったら、市全体、市民を含めてやっているという印象があるのかなと思って……。

○水津職務代理　例えば市民の方のご協力をいただきながら事業をすとか、何かそういうふうにかえられたら、そこが見えるようなものだったら、お互いの意見としては、いいのかなとは思いますが。

○鈴木（恭）委員　そうですね。私も先ほどおっしゃったように、ボランティアで自己犠牲やるのが、当たり前になるということはおかしいと思っているので、そこは実際、私の認識不足で、それは有償だったんですけども、一言あったらいいかなと。

○北脇委員　私は、地域の方が協力しているというのは、とてもいいことだと思うんですが、あえてここに書く必要はなくて、何か書いたことによって、協力しないとできない事業という考え方をとってしまう方もいると思うんですね。なので、それは、私たちはボランティアでも手伝っていますというのを個々のレベルで言えばいいだけであって、あえてそこに書く必要がないのかなと思うんですが。

○水津職務代理　今までの放課後子ども教室のやり方だけで、この週5日をやっていこうということになるのが、一番問題があって。その部分をどういうふうな取り組みにするのかとか、仕組みにするのかということは、ちゃんと考えなくちゃいけないけれども、放課後子ど

も教室が、ここの放課後の育成事業の一環であるという位置づけになるということは、ここに入れるという。そのことは、そうだと思うんです。

ただ、今の運営のやり方をどうするのかというのは、また別途協議が絶対必要なことなので、そこは忘れないようにしていただきたいなというふうに思っています。

○倉持会長 忘れないようにするためにどこに……。

○水津職務代理 どうしたらいいですかね。

○倉持会長 例えば確保の方針で、開催回数の充実を図るって、これは市民の有償ボランティアだけでは難しい。

○水津職務代理 でも、それは今のシステムだと、有償ボランティアだけでやることになっているんで、その時給をちょっと上げたとか。

○鈴木（恭）委員 そうですね。さっき私がお話したように、子どもの安全を守るという面では、例えば学童保育の職員とか教職員とかとかわらない責務を担っていると思うんですね。この点をどう……。軽視しているわけでは、もちろんないと思うんですけども、同等レベルになっていくためには、もちろんこの会議とは別に、放課後子ども教室だったり、学童保育の話し合いの場で話し合われているかと思うんですけども、ちょっと気になったので。

○生涯学習課長 放課後子ども教室の担当をさせていただいています。今、記載のところでご意見いただきまして、この文言については、いただいた意見もありまして、またちょっと相談させていただきたいなとは思っています。実態としては、まさにそのとおりで、有償ボランティア、無償ボランティアも含めて、地域の方の多大なるご協力をいただいて、コーディネーターさん、安全管理、学習指導員という方で、やっていただいております。

我々としましては、放課後子ども教室の方針としまして、いつでもどこでもというところで、方針を掲げております。それが、月曜から金曜日の週5日制というところで掲げておりますが、では実際、どういうふうやっていくんだという課題は確かにあります。人の確保の問題もありますし、まずやっぱり場所の問題かなと思っておりまして、学校等の協力、学校以外の社会教育施設も、広い範囲で考えていかなきゃいけない事業だと思っております。

今、協議会ということで立ち上げて、学校、我々放課後子ども教室、児童青少年課、この3者が集まって、放課後の居場所づくりについて今、協議しているところです。その協議会というものを通じて、学校によって、今まで借りられなかった場所は借りて、

回数が増えたということもあります。場所、ハード面をつくって、確保して、増やすという方法もあるとは思いますが、なかなか実態はそうもいかない部分があって、今ある資源をどのように活用していくかというのは、知恵を絞っていただきなら進めていく事業だと思っています。

いずれにしろ、市民の多大なるご協力いただいて、平成19年度から進めている事業でございますので、今後は、いろんなご協力いただきなら拡充してまいりたいと思っております。以上です。

○倉持会長 拡充の、例えば開催回数の充実を図りますといっていますが、現状のこの組織のままで拡充していくのかとか、あるいは今、お話が出ていたように、市がもうちょっとてこ入れしていくとか。あるいは有償ボランティアの人を職員化していきなり、どういう方法で拡充していくということも含めてお願いします。

○生涯学習課長 拡大していくに当たって、課題というのは、ちょっと同じ話になりますけれども、まず場所の確保の問題と人員の確保で、問題があるかなと思っています。あと、予算がどれだけということもあるかなと思っていて、例えば今回でいうと、有償ボランティア、謝礼金につきましては些少なから上げさせていただいたということもございます。お金が全てということではないんですけども、そういったことも含めて、他市とも比較して、まだ低いという状況もあり、議会でも指摘されているところでもありますので、報酬アップが全てというわけではないと思いますが、それは条件の一つであろうと思います。

それとやっぱり場所の問題ということもありますので、協議会といういわゆるボランティアの実際やられている方と、我々行政側の人間と学校側が定期的集まることで、学校の協力をいただきながらというところが、まず一步一步な形にはなると思うんですけども、それで進めていく事業かなと思っていますのでございます。

なかなか特効薬がないと思います。ですが、協議会というツールを立ち上げたので、そこでご協力いただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○水津職務代理 でしたら、その協議会のご協力をいただいてという文言を入れていただいて、何か勝手にといたら悪いんですけども、どんどん進められるというよりは、その協議会の中で、市民とか、かかわっている人の意見を反映しつつ、この事業を確保するとか展開するとかというふうな文言にさせていただいたほうが、市民が見たときに、ほんとにこれ、ただ単に何も知らない人を見ると、あ、市がこういう事業をやっているのねぐらい

にしか思えないので、そのところは、せめてそのぐらいの表記をお願いできないでしょうか。

○生涯学習課長 いただいた貴重なご意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○村上(洋)委員 ちょっと話を戻しちゃって、さっき言えばよかったですけど、10ページのところで、小1の壁というお話があって、この言葉自体があまりちょっとなじんでなかったんで、ぴんときてなかったんですけども、よく考えれば、この中にもニュアンスが入っていると思うんですけども、この壁に当たっちゃったときに多分、大きく分けて2つ面があって、知能面と行動面で多分、幼稚園・保育園から小学校に入ったときに、ついていけない。壁に当たる。取り残されるということがあったときに、じゃ、どうするのかというところで、例えば一つは特別支援学校とか、知能の面だったら、そういうこともあるだろうし、行動面で発達障害とかということはあると思うんですけど、そういった児童に対しては今後、議論されると思うんですけども、不登校、それは不登校に結びつくというケースって、多いと思うんで、その不登校児の居場所づくりみたいなところで、この壁に当たったときに、全体の子育て支援の中で、ちょっと幅広くフォローしていくみたいな。この10ページに入れる入れないは、ちょっとわからないんですけども、全体の議論の中では、この小1の壁って結構大きなポイントになると思うんで、そこから困難を感じている子どもさんが、何か支援できるようなところに結びついていくような感じになれば、いいかなと。すみません。ちょっと時間ないところで。

○倉持会長 このところはちょっと括弧も含めて、書き直していただけたらと思います。

○小川委員 すみません、確認なんですけれども、小1の壁というのは、いわゆる小1プロブレムというところとイコールで考えていたのが。

○倉持会長 ちょっと他の要因が入っちゃっていますね。

○小川委員 小1プロブレムという形のほうが、わかりやすいかな。

○倉持会長 これの壁は、学童の子どもの問題で。

○小川委員 学習だけじゃなくて、生活面とか含めて。

○倉持会長 ちょっと文言の整理が必要……。

○村上(洋)委員 ここも何か一応、注で、言葉入っているんですけど、これはどちらかというと、親の問題的なことで書かれている。

○水津職務代理 どっちもあるんですね。

○小川委員 両方あるんだ。

○鈴木（隆）委員 一応、市が思っている小1の壁は、16ページに定義として書いてあるんですが、それは何か親の問題として書いてあるように見えますが。

○倉持会長 なので、ちょっとそこら辺、整理が必要だと思います。よろしくお願いします。

それでは、すみません。時間になってしまったので。とりあえず10ページまでお話ししたということで、次回は11ページからご議論いただきたいと思います。

それでは、今日はこれで閉会いたしたいと思います。

閉 会